



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 規則
  - \*88 和歌山県開拓者資金貸付手数料交付規則等を廃止する規則 (経営支援課)
- 告示
  - 1479 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
  - 1480 保安林の指定の解除 (森林整備課)
  - 1481 特定第1号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
  - 1482 特定第2号漁業者の同意成立の届出 ( " )
  - 1483 和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)
  - 1484 道路の位置の指定 (都市政策課)
  - 1485 " ( " )
  - 1486 一敷地内認定建築物以外の建築物に係る関係図書の縦覧に供する場所 ( " )
- 選挙管理委員会告示
  - 146 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数
- 訓令
  - \*42 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政経営改革室)
- 公告
  - 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (生活排水課)

## 規則

### 和歌山県規則第88号

和歌山県開拓者資金貸付手数料交付規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県開拓者資金貸付手数料交付規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山県開拓者資金貸付手数料交付規則(昭和38年和歌山県規則第10号)
- (2) 和歌山県開拓者資金徴収手数料交付規則(昭和39年和歌山県規則第19号)
- (3) 和歌山県開拓保証資金利子補給金交付規則(昭和40年和歌山県規則第88号)

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 和歌山県告示第1479号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
有訪3-18	有限会社堂ノ前	有田郡有田川町小川34-1	小畑訪問看護ステーション	有田郡有田川町小川34-1	平成18.12.1

### 和歌山県告示第1480号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 御坊市名田町上野字津梅3(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
  - 3 解除の理由 漁港施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日

高振興局並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第1481号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条の2第3項の規定により、同法第105条第1項第1号ロに規定する規約の設定について特定第1号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
あわび串本(田並)加入区	串本漁業協同組合の地区のうち和深、出雲、上野、有田、橋杭及び串本地区を除く区域	あわびをとる漁業
あわび串本(上野)加入区	串本漁業協同組合の地区のうち和深、出雲、田並、有田、橋杭及び串本地区を除く区域	あわびをとる漁業
あわび串本(出雲)加入区	串本漁業協同組合の地区のうち和深、田並、上野、有田、橋杭及び串本地区を除く区域	あわびをとる漁業
あわび樫野加入区	樫野漁業協同組合の地区	あわびをとる漁業
あわび下田原加入区	下田原漁業協同組合の地区	あわびをとる漁業

和歌山県告示第1482号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
堺2号一本釣加入区	堺区域(南部町漁業協同組合の地区のうち、南部及び岩代を除く区域)	一本釣漁業を主とする漁業(平成10年和歌山県告示第1002号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち堺区域(南部町漁業協同組合の地区のうち、南部及び岩代を除く区域)に係る一本釣漁業を主とする漁業)
富田・椿一本釣	白浜漁業協同組合の地区のうち富田及び椿地区	主として一本釣を営む漁業(平成14年和歌山県告示第981号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち白浜漁業協同組合の地区のうち富田及び椿地区に係る主として一本釣を営む漁業)

和歌山県告示第1483号

平成19年4月1日から平成20年5月31日までの期間(県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。)及び測量、建設コンサルタント等業務業者)においては平成19年5月1日から平成21年4月30日までの期間)にお

いて和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するもの

(2) 測量、建設コンサルタント等業務

測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。)又は破産者で復権を得ないもの

イ 次の(ア)から(オ)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) 上記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者で、これらの開始が決定されていないもの

オ 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書又はこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

カ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種の建設業許可を受けていないもの

キ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していないもの

ク 建設工事を希望する者で、審査対象となる総合評定値通知書の審査基準日以前2年間に申請業種に係る完成工事高がないもの

ケ 測量を希望する者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の第5第1項の規定による登録を受けていないもの

コ 建築工事の設計、監理を希望する者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)

(イ) 和歌山県独自事項

イ 測量、建設コンサルタント等業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各営業年度の希望する業務区分ごとの年間平均実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。ただし、県外建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者については、郵送による申請受付を行うこととする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

ア 県内に主たる営業所を有する建設業者(以下「県内建設業者」という。)については、平成19年1月22日から同月26日までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

イ 県外建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者については、提出時期は平成19年1月29日から同年2月16日(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除

く。)までの間の午前10時から正午及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は、県土整備部県土整備政策局技術調査課が定める場所とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事(県内建設業者)

(ア) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(県内建設工事)

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 技術職員一覧表

(エ) 労働安全衛生法関係資格者一覧表

(オ) 新卒者職員一覧表

(カ) その他の営業所の登録書

(キ) 総合評定値通知書の写し

(ク) 経営規模等評価申請を行った際の申請書の別紙一及び別紙二の写し

(ケ) 経営規模等評価申請を行った際の貸借対照表の写し

(コ) 労働保険料納付証明書

(サ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納のないことを証する書面で、証明日が平成18年12月1日以降のもの)

(シ) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書

(ス) 上記(ウ)及び(エ)の記載する職員について、次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、又は健康保険厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

b 社会保険に加入していない場合でかつ雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

c 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿

(セ) 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し

(ソ) 障害者雇用状況調べ

(タ) 新卒者職員を雇用している者は、卒業を証明する書面の写し、及び雇用を開始した日を記載した(ス)のaからcまでのいずれかの書面の写し

(チ) 企業年金制度を導入している者は、これを証明する書面の写し

(ツ) 災害協定を締結している者は、災害協定に同意していることを証明する書面

(テ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ト) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、

これを証明する書面の写し

- (ナ) 平成16年1月1日から平成17年12月31日までの間に法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者は、その処分を受けたことがわかる書面の写し
- (ニ) 平成16年1月2日から平成19年1月1日までの間に法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者から営業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- (ヌ) 新規に申請する者で、監理技術者を雇用している者は、監理技術者資格者証の写し

イ 建設工事 (県外建設業者)

- (ア) 一般競争入札 (指名競争入札) 参加資格審査申請書 (県外建設工事)
- (イ) 地方基準点数一覧表
- (ウ) 県内営業所情報一覧表
- (エ) 契約しようとする営業所情報一覧表
- (オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
- (カ) 建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第2条に規定する別記様式第1号の別表の写し
- (キ) 総合評定値通知書の写し
- (ク) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
- (ケ) 法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所を県内に有する場合は、その営業所の外観及び事務所内部の写真
- (コ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (サ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (シ) 平成17年1月1日から平成18年12月31日までの間に法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者は、その処分を受けたことがわかる書面の写し
- (ス) 委任状 (代理人を置く場合)
- (セ) 受付票 (県外建設)

ウ 測量、建設コンサルタント等業務

- (ア) 一般競争入札 (指名競争入札) 参加資格審査申請書 (測量、建設コンサルタント等業務)
- (イ) 契約しようとする営業所一覧表
- (ウ) 業務実績等一覧表
- (エ) 県内営業所一覧表
- (オ) 入札希望等一覧表
- (カ) 技術資格者一覧表
- (キ) 測量等実績調査
- (ク) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
- (ケ) 県税の納税証明書 (個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面

で、証明日が平成18年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が県内の者に限る。)

- (コ) 直近1年の事業年度における財務諸表
- (サ) 商業登記簿謄本の写し (申請者が法人の場合)
- (シ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
- (ス) 現況報告書の副本の写し
- (セ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (ソ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (タ) 上記 (カ) に記載する職員について、次のaからcまでのいずれかの書面の写し
  - a 健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書あるいは健康保険厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書
  - b 住民税特別徴収税額の通知書 (特別徴収義務者用)
  - c 県外業者で健康保険法 (大正11年法律第70号) 第3条第3項で定める適用事業所でない場合及び県内業者の場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
  - d 県内業者でかつ雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
- (チ) 上記 (カ) に記載している資格を有することを証明する書面の写し
- (ツ) 委任状 (代理人を置く場合)
- (テ) 受付票 (測量・コンサル)

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程 (昭和22年大蔵省令第95号) 第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

県内建設業者については、郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。県外建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者については、上記提出時期に持参するか、平成19年1月29日から同年2月14日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類と返信用封筒 (返信先住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの) を書留郵便で郵送すること (平成19年2月14日までの消印のあるものが有効)。

(5) 申請書類の提出部数

県内建設業者の提出部数は、3部とする。県外建設業

者及び測量、建設コンサルタント等業務業者の提出部数は、1部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第1484号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2906	橋本市神野々字西竹鼻506番の一部、508番の一部	大阪府吹田市 広芝町8番16号 粉川憲史	平成 18.12.12	6.00	54.03

和歌山県告示第1485号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2866	岩出市新田広芝字道ノ裏181番の一部、206番1の一部、里道、水路	和歌山市太田 480-1 ヤマイチエス テート株式会社 代表取締役 山田茂	平成 18.12.14	6.00	78.46

和歌山県告示第1486号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第6項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に係る関係図書の縦覧に供する場所を次のとおり公告する。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 認定番号 都政第516号
- 2 認定日 平成18年12月12日
- 3 1団地の対象区域 岩出市野上野字善ノ木97,98,107-1,107-4,108-1,115-1  
岩出市野上野字追越127-1
- 4 縦覧に供する場所 県土整備部都市住宅局都市政策課  
那賀振興局建設部

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第146号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を、次のとおり告示する。

平成18年12月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男  
漁業法第99条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職を請求するための連署に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数

3,064人

訓 令

和歌山県訓令第42号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項部長専決事項の欄7を次のように改める。

7 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に関する次のこと。

- (1) 特定動物の飼育許可(第26条第1項)
- (2) 特定動物の飼育の変更許可(第28条第1項)
- (3) 特定動物の飼育の許可の取消し(第29条)

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項局長専決事項の欄7及び8を次のように改める。

7 動物の愛護及び管理に関する法律に関する次のこと。

- (1) 動物取扱業の登録(第10条第1項)
- (2) 動物取扱業の登録の拒否(第12条第1項)
- (3) 動物取扱業の登録の取消し、又は業務停止命令(第19条第1項)

8 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成11年和歌山県条例第41号)に関する次のこと。

- (1) 動物愛護指導員の任命(第13条)

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項課長専決事項の欄6及び7を次のように改める。

- 6 動物の愛護及び管理に関する法律に関する次のこと。
- (1) 動物取扱業の変更届出の受理 (第14条第1項、第2項)
  - (2) 動物取扱業の廃業等の届出の受理 (第16条第1項)
  - (3) 特定動物の飼育の許可事項の変更の届出の受理 (第28条第3項)

- 7 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第1号) に関する次のこと。
- (1) 特定動物の飼養の廃止の届出の受理 (第16条第1項)
  - (2) 特定動物について環境大臣が定める措置を講じたことの届出の受理 (第20条第3号)

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項課長専決事項の欄8を削る。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

---

公 告

---

公 告

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例 (平成17年和歌山県条例第78号) 第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで